令和6年教育委員会第10回臨時会会議録

開会日時令和6年11月18日午前10時00分閉会日時同上午前11時28分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子

同職務代理者 井口信二

委 員 上 原 有美江

委員 壷内 明

委 員 谷部憲子

委 員 田中 健

議場出席委員

·教 育 次 長 中島 俊一 ·学校教育担当部長 山梨 智弘

・学校環境整備担当課長・教育総務課長 山崎 淳 尾崎 隆夫 兼 学校施設担当課長

・学 務 課 長 羽田 顕 ・教育指導課長 谷合みやこ

・学校教育推進担当課長 江川 泰輔 ・総合教育センター教育支援課長 二ノ宮 正信

統括指導主事 青木 大輔 ・統括指導主事 田辺 留美子

・地 域 教 育 課 長

高橋 裕之 ・生 涯 学 習 課 長 柏原 正彦 兼 放課後支援課長

・生涯スポーツ課長 宮木 亮 ・中央図書館長 新井秀成

・副参事(法規担当) 小山 利之

書 記 ・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 <u>教育長 小 花 高 子</u> <u>委 員 井 口 信 二</u> <u>委 員 上 原 有美江</u> 以上の委員3名を指定する。

〇教育長 おはようございます。それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和6年教育委員会第10回臨時会を開会いたします。

本日の議事録の署名は、私に加え、井口委員と上原委員にお願いをいたします。

まずは、本日、傍聴のお申し出はございませんが、本日の議案第62号から第64号まで、及び報告事項等の1、2につきましては、議会の議案に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、議案第62号から64号まで、及び報告事項等の1、2につきましては非 公開といたします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が3件、報告事項等が8件でございます。

本日の議事の進行でございますが、議案第62号及び報告事項等の1、2につきましては、関連のある案件ですので、議案第62号を上程し、併せて関連する報告事項等1、2の説明をいたします。

それでは、議案第62号「令和6年度葛飾区一般会計補正予算(第4号・教育費)に関する意 見聴取」を上程いたします。

関連で、報告事項等の1「水元小学校及び道上小学校の改築について」、報告事項等の2「柴 又地域における学校改築の取組について」も併せて報告をしてください。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第62号「令和6年度葛飾区一般会計補正予算(第4号・教育費)に関する意見聴取」につきまして、説明を申し上げます。

初めに、「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので、本案を提出するものでございます。

別添の補正予算案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。 初めに、歳出予算についてのご説明でございます。補正予算書の12ページ及び13ページを ご覧ください。第8款教育費、第2項小学校費、第6目学校施設建設費、1校舎建設経費、(1) 水元小学校改築経費は、補正額2億7,330万2,000円でございます。水元小学校の新校舎につ きましては、令和7年3月に竣工予定でございましたが、建設工事における地中埋設物への対 応によりまして、令和7年7月まで工期が延長することに伴い、次のとおり予算上の所要の対 応を行うものでございます。

まず、③改築工事費は、2億7,740万円の増額。⑤備品移転費は、409万8,000円の減額で ございます。 次に、繰越明許費の設定でございます。こちらは①工事管理業務委託費、③改築工事費、④ 初度調弁費について行うものでございます。

18ページをご覧ください。こちらが繰越明許費明細書でございます。表の左側、予算額の節の列をご覧ください。一番上の需用費及び一番下の備品購入費が、13ページの④初度調弁費に関する節でございまして、翌年度繰越額は、合わせて2億6,907万5,000円でございます。

次に、委託料は、①工事管理業務委託費に関する節でございまして、翌年度繰越額は、7,272 万円でございます。

次に、工事請負費は、③改築工事費に関する節でございまして、翌年度繰越額は、15億2,750万円でございます。

13ページにお戻りください。②仮設校舎借上料に係る債務負担行為設定及び⑤備品移転費に係る債務負担行為補正についてご説明をいたします。恐れ入ります、19ページをご覧ください。

こちらが債務負担行為補正の表でございます。表の左側、事項の2行目、小学校仮設校舎借上(2件)をご覧ください。こちらの内の1件が、②仮設校舎借上料に関するもので、補正後の期間は令和7年度、限度額の補正額は、5,672万円の増額でございます。

次に、事項の4行目、小学校改築に伴う備品移転(2件)をご覧ください。このうち1件が ⑤備品移転費に関するもので、限度額の補正額は409万8,000円の減額でございます。

13ページにお戻りください。続いて、(2) 道上小学校改築経費につきましては、補正額2億840万円でございます。建設工事におたる地中埋設物の撤去などへの対応によりまして、次のとおり予算上の所要の対応を行うものでございます。改築工事費は、1億7,940万円を増額いたします。②解体工事費は、2,900万円を増額するとともに、債務負担行為補正を行います。

19ページをご覧ください。表の左側事項の3行目、小学校解体工事費(2件)でございます。このうち1件が、②解体工事費に関するもので、限度額の補正額は、4,360万円の増額でございます。

13ページにお戻りください。続きまして、(3) 柴又小学校改築経費は、補正額 467 万 2,000 円でございます。柴又小学校、東柴又小学校及び桜道中学校の一連の学校改築におきまして、 柴又小学校仮設校舎として活用するに当たり、同校の既存プールの解体工事設計委託費及び建 築確認申請業務委託に係る予算上の所要の対応を行うものでございます。①解体工事設計委託 費は、120 万円。②建築確認申請業務支援委託費は、347 万 2,000 円をそれぞれ増額するととも に、債務負担行為設定を行うものでございます。

恐れ入りますが、19ページをご覧ください。表の左側、事項の下から3行目、小学校解体工事設計委託でございます。補正後の期間は令和7年度、限度額の補正額は306万2,000円でございます。次に、下から2行目、小学校改築に伴う建築確認申請業務支援委託につきましては、補正後の期間が令和7年度、限度額の補正額は810万円でございます。

続きまして、14ページ及び15ページをご覧ください。第3項中学校費、第1目学校管理費、①中学校運営経費、(1)一般校具・教材等管理経費は、教師用教科書・指導書購入費に係る債務負担行為設定を行うものでございます。令和7年度に実施されます教科書改訂に伴いまして、区立中学校の教師用教科書等を購入するための対応でございます。

19 ページをご覧ください。一番下の事項、中学校教師用教科書・指導書購入は、補正後の期間が令和7年度、限度額の補正額は3,454万9,000円でございます。

続きまして、16ページ及び17ページをご覧ください。第6項社会教育費、第1目社会教育振興費、1放課後支援事業経費、(1)学童保育クラブ運営助成経費は、補正額3,538万5,000円でございます。私立学童保育クラブにおけますオンライン会議等に必要なICT機器の導入などデジタル化推進に係る費用。また物価高騰緊急対策事業として、物価高騰に係る費用に対し学童保育クラブを運営する社会福祉法人等に助成を行うものでございます。なお、こちらにつきましては、国庫支出金120万円、都支出金1,191万円を特定財源として計上してございます。歳入予算として改めて説明を申し上げます。

続きまして、歳入予算のご説明でございます。8ページ及び9ページをご覧ください。第13 款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目福祉費補助金、6子ども・子育て支援交付金、第14 款都支出金、第2項都補助金、第2目福祉費補助金、19子ども家庭支援包括事業費及び20子ども・子育て支援交付金は、いずれも子育て支援部が歳入所管でございまして、先ほど説明申し上げました学童保育クラブ運営助成経費の特定財源となってございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- **〇教育長** 学校施設担当課長。
- **〇学校施設担当課長** それでは、私から「水元小学校及び道上小学校の改築について」のご説明をいたします。

まず、1「水元小学校の改築について」でございます。1「経過」でございますが、新校舎建設工事におきまして、建設発生土の地中埋設物が混在していることが判明いたしました。そのため、建設発生土の受入先の調整に時間を要したことから、令和7年7月まで工期を延長することになりました。これに伴い、地中埋設物撤去に係る経費、工期延長に伴う経費、及び物価上昇に伴う物価スライド増額分を補正予算案に計上し、繰越明許費を設定するものでございます。

補正予算案の内訳でございますが、こちらにつきましては、全て新校舎が年度内に竣工できなくなったことに伴う予算措置でございます。①「工事管理業務委託費」につきましては、当初予算額7,272万円を繰越明許費設定いたします。また、②「仮設校舎借上料」につきましては、当初予算額2億4,813万円に加えて、令和7年度に4カ月間、リース期間を延長することから、令和7年度に5,676万円、債務負担行為設定を行います。また、③「改築工事費」につ

きましては、当初予算額 32 億 6,350 万円に加えて、補正予算案に 2 億 7,740 万円を計上した上で、総額 15 億 2,750 万円の繰越明許費を設定いたします。また、④「初度調弁費」につきましては、当初予算額 2 億 7,468 万 4,000 円のうち、 2 億 6,907 万 5,000 円を繰越明許費に設定いたします。また、⑤「備品移転費」につきましては、当初予算額 418 万 2,000 円のうち、409 万 8,000 円を減額した上で、合わせて債務負担行為の減額補正もするところでございます。

次ページをご覧ください。 2 「今後のスケジュール (予定)」でございますけれども、当初 令和7年3月中に新校舎が竣工する予定でございましたが、令和7年7月に新校舎が竣工する 予定でございます。あわせて、同年9月に新校舎にて運営開始する予定でございます。また、令和9年4月には外構工事を含め全ての改築事業が完了する予定でございます。

また、2「道上小学校の改築について」、1「経過」でございますが、新校舎建設工事において、当初予定していなかった地中埋設物の撤去に当たり地盤改良等の工事が必要になりました。また、既存校舎の外壁に石綿が含有していることが判明したことから、校舎解体工事の際に石綿除去工事が必要となったものでございます。あわせて、今後の工期短縮を図るため、当初外構整備工事で実施予定であった基礎撤去工事を校舎解体工事で実施することといたしました。追加工事に係る経費、物価上昇に伴う物価スライド増額分を補正予算案に計上するものでございます。

補正予算案の内訳でございますが、①「改築工事費」は、当初予算額 36 億 2,000 万円に加えて、補正予算に 1 億 7,940 万円計上いたします。また②「解体工事費」につきましては、当初予算額 2,870 万円に加えて、補正予算案に 2,900 万円を計上し、令和 7 年度に 4,360 万円、債務負担行為補正を設定するものでございます。

2「今後のスケジュール (予定)」でございますが、令和7年2月に新校舎が竣工する予定でございます。同年4月には新校舎にて運営を開始し、令和9年2月には、外構整備を含めて改築事業が終了する予定でございます。

本件についての説明は以上でございます。

続いて、「柴又地域における学校改築の取組について」ご説明いたします。

1 「趣旨」でございますが、柴又小学校、東柴又小学校及び桜道中学校の一連の学校改築につきましては、東柴又小学校敷地に柴又小学校及び東柴又小学校を統合した小学校を建設し、新校舎竣工までの間は柴又小学校敷地に既存校舎に加え、仮設校舎を設置した上で、小学校運営を行う予定でございます。

新校舎竣工後は、旧柴又小学校校舎を桜道中学校の仮校舎として活用し、桜道中学校を改築いたします。柴又小学校を仮設校舎として活用するに当たり、可能な限り校庭を広く確保するため、既存プールを解体し、跡地に仮設校舎を設置することといたします。

柴又小学校プール解体工事設計委託費及び建築確認申請業務支援委託費に係る経費を補正予

算案に計上するものでございます。

下には配置図といたしまして、校舎及びプール等の設置場所、記載してございます。このプール等の解体後に仮設校舎を設置する予定でございます。

次ページをご覧ください。2「補正予算案計上額」は、467 万 2,000 円でございます。①「プール解体工事設計委託費」として 120 万円、また、②「建築確認申請業務支援委託費」として 347 万 2,000 円。それぞれ債務負担行為を設定しているものでございます。

3「今後のスケジュール(予定)」でございますが、上の図と下の丸数字が一連の表となってございます。まず、①「令和9年4月」に柴又小学校敷地で柴又小学校・東柴又小学校の統合小学校の運営を開始いたします。また統合により空き校舎となる東柴又小学校の敷地に統合小学校の新校舎の整備に着手いたします。②「令和13年度中」に東柴又小学校敷地の新校舎竣工後、統合小学校が新校舎にて運営を開始いたします。③「令和14年度中」に、柴又小学校敷地で桜道中学校の運営を開始いたします。空き校舎となる桜道中学校の敷地に中学校新校舎の整備に着手いたします。④「令和18年度中」に、新校舎竣工後、桜道中学校新校舎にて運営を開始する予定でございます。

本件についての説明は以上でございます。

- ○教育長 ただいまの議案第62号、また報告事項等の1、2につきまして、あわせてどこからでも結構でございますが、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。
 上原委員。
- **○上原委員** 水元小学校と道上小学校の両方に地中埋設物があるとのことですが、どのようなものなのでしょうか。
- **〇教育長** 学校施設担当課長。
- **〇学校施設担当課長** 場所によって異なりますが、今回判明したのは、例えば以前に建物が建っていたときの廃棄物が地中に埋まったままの状態になっていたというところでございます。

建設土の搬出については近年規制が厳しくなっていることから、廃棄物が混ざっていると受 入れがされにくいという事情がございます。

そのため、今回工期を延長させていただくというところでございます。

- **〇教育長** 上原委員。
- **○上原委員** そうしますと、今後建て替えをしていくときに、地中埋設物があることが多くなってくるのではないかと思うのです。

補正をするのではなく、最初から計画に入れていくということはできないのですか。

- **〇教育長** 学校施設担当課長。
- **○学校施設担当課長** ご指摘のように、一定程度を見込んでスケジュールを練ることも必要な のではないかと考えております。

一方で、埋設物が出ないまま進んでいく場合もあります。場当たり的な感じはしてしまいますが、適正な工事価格の中で工事費を計上し、何か支障があればそのときに補正予算で対応することで、適切な工事費について予算計上していけるものと考えています。

今後の宿題として、スケジュールの中で対応していく方策について検討してまいりたいと思います。

〇教育長 上原委員。

○上原委員 まだまだ葛飾区は建て替えをしなくてはならない学校が多いですが、こういうことで少しずつスケジュールが延びていったりすると、結局ずっと改築工事のまま卒業したという子だって出てきてしまうわけです。

そういったことを考えると、計画できることに関してはきちんと計画をしてそのとおりにやっていかないと子どもたちががっかりしてしまうのではないでしょうか。やっと新しい校舎に入れるぞと思ったら、半年延びてしまい、その間に卒業ですとか。それはそれで思い出になるかもしれませんが、可能であればちゃんとした校舎で卒業させてあげたいと思いますので、その辺のことを踏まえた上で、今後取り組んでいただければなと思っております。

要望です。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第62号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇教育長 異議なしと認め、議案第62号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第63号「葛飾区立宝木塚小学校既存校舎等解体工事請負契約の変更に関する意見 聴取」を上程いたします。

学校施設担当課長。

〇学校施設担当課長 それでは、議案第63号「葛飾区立宝木塚小学校既存校舎等解体工事請負契約の変更に関する意見聴取」につきましてご説明いたします。

「提案理由」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

別添の契約変更案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。 1枚おめくりください。こちらに提出議案を添付させていただいてございます。

内容につきましては、さらに1枚おめくりいただきまして、右上に参考資料と記載のある資料でご説明させていただきます。1「契約変更の理由」でございますが、葛飾区立宝木塚小学校既存校舎等解体工事請負契約におきまして、事前調査では判明しなかった箇所から石綿含有建材を使用していたことが判明したため、その除去工事が必要となったことから契約金額及び

工期を変更するものでございます。

- 2 「概要」でございますが、(1) 「工事件名」は葛飾区立宝木塚小学校既存校舎等解体工事。(2) 「契約の相手」は、東京都葛飾区柴又二丁目 12番 10号、株式会社誠和土木代表取締役麻生悟でございます。
- 3 「変更内容」でございますが、(1) 「変更前契約金額及び工期」は、1億9,701万円。 契約締結の日の翌日から令和7年4月30日まででございます。(2)「変更後契約金額及び工期」は、2億1,926万3,000円。契約締結の日の翌日から令和7年7月31日まででございます。

次ページをおめくりください。4「参考資料」でございますけれども、さらに次ページには 別紙1として案内図を添付してございます。さらに次ページには別紙2として配置図を添付し ているものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、お諮りいたします。議案第63号について、原案のとおり可決することにご異議は ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第63号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第64号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、議案第64号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

資料をおめくりいただきまして、2枚目が本会議において提出される議案でございます。改正内容は、幼稚園教育職員の育児に係る休暇につきまして、小学校就学の始期に達するまでの子を対象とした既存の部分休業の補完を目的とした子育で部分休暇を新設するものでございます。

さらに資料をおめくりいただきまして、資料の3枚目が新旧対照表となっておりますので、 ご覧ください。補完を行う部分につきましては、既存の部分休業では対象となる子が小学校就 学の始期に達するまでの子としておりましたが、新設いたします子育て部分休暇では、小学校 就学後から小学校6年生までとしております。また障害のある子につきましては、対象となる 子を小学校6年生までではなく、高校3年生までの18歳到達年度とすることを教育委員会規則 で定める予定にしてございます。

なお、取得時間及び勤務の取扱いにつきましては、既存の部分休業と同様、取得時間は勤務

時間の始め、または終わりにおいて2時間を超えない範囲で30分を単位として取得を行えるものとし、給与は減額となることを教育委員会規則で定める予定にしてございます。

またこの改正は、令和7年4月1日の施行となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、お諮りいたします。議案第64号について、原案のとおり可決することにご異議は ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第64号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案等3件を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。

先ほど1、2は終了しておりますので、報告事項等の3「学校改築のスケジュール変更について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

- **〇学校施設担当課長** それでは、「学校改築のスケジュール変更について」ご説明いたします。
- 1 「趣旨」でございますが、建設業におきましては、長時間労働や休暇の取得しづらい状況が、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手の確保・育成を進める上での課題となっており、週休2日(4週8休)の促進が求められております。
- こうした状況を踏まえまして、区としては令和7年度の当初予算から、原則として全ての営 繕工事を週休2日制とすることといたしました。これに伴いまして、予定していた工期に変更 が生じたため、報告するものでございます。

なお、変更後の工期につきましては、この間に作成した基本設計・実施設計を反映したもの でございます。

2「学校改築のスケジュール」でございますが、次ページの別紙をご覧ください。まず、1 「水元小学校」、2「道上小学校」及び3「二上小学校」、こちらの新校舎建設工事につきま しては、既に工事に着手しておりますので、週休2日制の影響はございません。

また、令和7年度以降に着手する既存校舎、体育館等の解体工事、外構工事において週休2 日制の影響を見込んでいるものでございます。

また、4「常盤中学校」及び次ページになりますが5「宝木塚小学校」、こちらの新校舎建設工事につきましては、令和6年度中に契約締結をする予定でございます。したがいまして、現時点で週休2日の影響は見込んでございません。

週休2日の影響は、先ほどと同様、それ以降に実施する既存校舎・体育館等の解体工事、外 構工事において見込んでいるものでございます。 6 「よつぎ小学校・四ツ木中学校」につきましては、令和7年度中に予定している既存校舎解体工事以降、全ての工事において週休2日の影響を受けることとなります。したがいまして、新校舎建設工事も影響が生じるため、新校舎での学校生活は、当初、令和10年2学期からを想定していたところでございますが、令和11年度の2学期からと変更になる見込みでございます。今後の対応でございますが、在校生の保護者には学校を通じて周知を図ってまいります。また改築懇談会等の委員さんには個別に周知するとともに、ホームページでも周知を図ってまいります。また、新1年生の保護者にも入学説明会等の機会を捉えて周知を図っていきたいと考えているものでございます。

本件につきまして、説明は以上でございます。

- ○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問などございましたらお願いしたいと思います。 井口委員。
- ○井口委員 これは直接改築スケジュールのことではないのですけれども、今まで学校に関わったいろいろな工事、例えば耐震工事であったり、外壁塗装だったり、大規模なエアコンの設置の工事だったりは今まで土曜日にも普通に行われていたのですけれども、そのような学校に関わる工事は今後週休2日になると考えてよろしいのですか。
- **〇教育長** 学校施設担当課長。
- **○学校施設担当課長** 土日に工事をしないというものではなく、あくまでも4週8休ということで、労働者の方の休日を1週間当たり2日確保するというのが今回の制度の趣旨でございます。

ですので、今後も例えば外壁改修等の工事につきましては、土曜・日曜の作業というところは生じてくるものと考えてございます。

ただ、例えば夏休み期間中ということになりますと、今まで土曜・日曜・平日も含めてやっていたような工事が、4週8休で休暇を確保しつつ実施をすることになります。今後、例えば単年度で終わっていた工事も場合によっては年度をまたぐということで、少し工期を延長するような工事も中には出てくるものと考えているところでございます。

- **〇井口委員** ありがとうございました。
- ○教育長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

- **○上原委員** そうなると、その会社全体がそのとき休むというのではなくて、例えば会社でもここの部門の人たちは土日出るけれども、この人たちは出ないとか、そういうケースもあり得るのですか。
- **〇教育長** 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 当然、事業者さんの会社の運営の話にはなってしまいますが、基本的には我々としてはあくまでも4週8休ということで考えてございます。

例えば、土日しか作業を想定していない工事においては、大きくスケジュールが変わるということはないと考えています。ただ、先ほど申し上げたように、例えば夏休み期間中、いわゆる三季休業期間中に実施していた工事というものに関しましては、従来どおりその期間内に終わらないという工事が、今後生じてくると考えているところでございます。

以上です。

- **〇教育長** 上原委員。
- **○上原委員** 世の中の流れとして4週8休は当たり前になってきているわけです。今までがどちらかというとよくなかった。建設業界はそれでなくても人手不足で、非常に厳しい工事をやっていらっしゃるところも多いのですけれども、今後この労働者の方たちのことも考えていくというのは必要ではないかなと思います。

今のお話を聞いて、土日やらざるを得ないときはやるのだなというのを理解しましたので、 よかったかなと思います。

ただ、ご近所の方にとっては、土日に大きな音で工事をされると結構痛いのです。周りの人にしてみるとやはり土日ぐらい工事の音を聞きたくないと思うのだけれども、やっているときに結構聞こえるのです。

そういったことは、今後の課題として考えていっていただければと思います。

- **〇教育長** 学校施設担当課長。
- **〇学校施設担当課長** これからの小・中学校の改修工事を含めて、まず最優先するのは子どもたちの教育環境というところでございますので、安全・安心に工事を進めていくということを前提としつつ、4週8休を確保して、適切な期間内に工事が終了できるように努めてまいりたいと考えているところでございます。
- **〇教育長** よろしいですか。
- 〇上原委員 はい。
- **〇教育長** ほかにはいかがでしょうか。 谷部委員。
- ○谷部委員 意見というよりは率直な感想で、よつぎ小学校と四ツ木中学校の新校舎建築について、1年工期が延びるというお話でしたが、率直に厳しいなという感想を持ちました。同じ区域に住む者として、子どもたちの現状とか学校の現状を考えると厳しいなと思います。

以上です。

- **〇教育長** 学校施設担当課長。
- **〇学校施設担当課長** 我々もよつぎ小学校及び四ツ木中学校の改築につきましては、これまで

幾度となく懇談会を設定させていただき、長い時間をかけて議論をさせていただきました。

今年度に入って仮設校舎のリース契約が不調になり、一旦建設工事期間が延長されたという ことがある中で、また改めてこうしたお話ということで、非常に地元の期待も高いところだと いうところは承知してございます。

これから、今後、地域の方々にもこの案件については丁寧に説明をしていきたいと考えているところでございます。

- **〇教育長** よろしいでしょうか。
- ○谷部委員 はい。
- **〇教育長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わりといたします。

次に、報告事項等の4「令和6年度葛飾みらい科学研究コンクールの審査結果について」の報告をお願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、「令和6年度葛飾みらい科学研究コンクールの審査結果について」 のご報告をいたします。

このコンクールは児童・生徒が自ら決めたテーマについて研究した成果を発表することを通 して、科学的なものの見方や自然の事象を探究する面白さを学び、理数教育の充実を図ること を趣旨としています。

各学校より夏休みの宿題、自由研究等で提出された作品の中からコンクール出品希望者を募り、各校の優秀作品を提出していただいておりまして、小学校36校91点、中学校8校18点の出品がございました。

一次審査には教育研究会理科部会の先生方、最終選考には理科部会部長、副部長である小学校・中学校の管理職の先生方、また特別審査員として小花教育長、東京理科大学石川学長に審査をお願いいたしまして、資料にございますとおり小学校・中学校の部、それぞれに教育長賞、東京理科大学学長賞各1点、ほか入賞作品を選出いたしました。

資料をおめくりいただきまして、令和7年3月1日に、理科大学図書館棟大ホールにて表彰 式を予定しております。

なお、小学校の部については、教育長賞の作品を東京都小学生科学展に出品いたしまして、 審査の結果、優秀賞を受賞いたしております。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと存じます。

壷内委員。

○**壷内委員** 例年そうなのですが、中学校の応募数が 24 校中 8 校ということで、少な過ぎると 思います。理数教育の最先端を行く東京理科大が本区にあり、学長賞もありますので、子ども たち一人一人の科学的な視野を育てる意味でもぜひ理科部会、校長会等に働きかけてくれれば と思います。

お願いでございます。

- **〇教育長** 教育指導課長。
- ○教育指導課長 昨年度も同様のご指摘を頂戴いたしまして、今年度は年度当初より中学校の 校長会、また理科部会等にも参加を呼びかけたのでございますが、なかなか出品数が伸びなか ったという課題が残りました。

来年度に向けましては、より一層の働きかけをしてまいりたいと考えております。 以上でございます。

- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。

 上原委員。
- **○上原委員** 感想なのですけれども。小学校で保田しおさい学校から出たのはいいなと思った のです。

今まで、保田しおさいから出なかったような気がするのです。その中でも研究をしようと思 う子が出てきたというのは、私はすごく喜ばしいかなと思ったのですが、どうでしょうか。

- **〇教育長** 教育指導課長。
- **〇教育指導課長** ありがとうございます。小学校にも参加を呼びかけた結果、今年度は保田しおさいでも出品がございまして、入賞したということは教育指導課としても大変喜ばしいことと考えております。

保田しおさいは自然環境にも恵まれているところでもございますので、来年度に向けましては、より一層の取組を呼びかけてまいりますし、また期待もしているところでございます。 以上でございます。

- **〇教育長** 上原委員。
- **○上原委員** 保田しおさいに来ている子たちには、親元を離れることもあり大変な勇気、覚悟がありますよね。確かに先生方は人数も多くよく面倒を見てくれるけれども、親とは違うわけではないですか。そういう中で、こういったものに参加し、その上で賞をもらったというのは、保田の子たちもきっと喜んでいるのではないかと思うのです。

3年生の子が出品をしたということもすごく私は喜ばしいことではないかなと思いましたので、ぜひ課長から激励してあげてください。

よろしくお願いします。

〇教育長 ありがとうございます。

井口委員。

- **〇井口委員** どんな研究なのだろうとテーマを見ると、いろいろな興味深いものかいっぱいなるのですけれども、受賞作品については公表されるような機会はあるのでしょうか。
- **〇教育長** 教育指導課長。
- **〇教育指導課長** まとめました成果物を、映像になるのですけれども、ホームページに掲載を いたしておりますのと、科学教育センター「未来わくわく館」に展示をいたしているところで ございます。

以上でございます。

- **〇井口委員** この発表を見て、理科教育、科学に興味を持つ子どもたちの裾野が広がっていく 等々考えると、ぜひいろいろな子に、それから区民や保護者にも見てほしなと感じました。
- **〇教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。 谷部委員。
- **〇谷部委員** ただいま、中学校の参加が少ないということでしたけれども、やはり長く時間がかかるものなどがありますので、年度の初めなどにこんなことで夏休みまでとか、そのラインまで頑張ってみないかという呼びかけも大事だと思います。それをサポートするような、そういうプログラムもつくってもいいのかなと感じました。
- **〇教育長** 教育指導課長。
- **〇教育指導課長** ありがとうございます。かつしかチャレンジプログラムの理数コース、これまでの自然科学教室、そちらにも年度当初呼びかけをいたしておりましたが、さらなる働きかけが重要だと考えております。

また、その自然科学教室で研究のサポートもしてまいれると思いますので、呼びかけをして まいりたいと思います。

以上でございます。

〇教育長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりといたします。

次に、報告事項等の5「令和5年度葛飾区におけるいじめの状況について」の報告をお願い します。

教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、「令和5年度葛飾区におけるいじめの状況について」の報告をいたします。

いじめの定義は資料にございますとおり、学校の内外を問わず一定の関係にある児童・生徒がほかの児童・生徒に対して、心理的また物理的な影響を与え、対象となった児童・生徒が心

身に苦痛を感じているものとされております。

おめくりいただきまして、「本区の状況」でございますが、いじめの認知件数は、小学校、保田しおさいを含めまして 792 件となり、前年度と比較して 112 件増加しました。中学校では 166 件認知し、前年度と比べ8 件の減少でございました。

解消率、折れ線グラフでございますが、こちらの解消の条件はいじめに係る行為が3カ月以上やんでいる、治まっているということ。かつ対象の児童・生徒、いじめを受けた児童・生徒本人及び保護者に対して心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認できていること。この二つを満たすものを解消といたしておりますが、解消率が小学校で61.7%。中学校では57.8%となっております。

これを受けまして「今後の対応」につきましては、まず「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」の一層の周知・徹底を行います。また、これまで発生をいたしました重大事態についての概要を、令和7年3月を予定しておりますが、スタンダードを改訂するという形で掲載いたしまして、体制が一層強化できるよう、あらゆる機会を捉えて周知徹底を図ります。

また、職層研修にていじめについて取扱い、教員がいじめの疑いに気づき、兆候を発見した場合には、対策委員会を通じて迅速に全教職員で情報を共有し、組織的な拡大防止、解決に向けた早期対応を周知徹底します。

そして管理職が適切なマネジメントを行えるように、法規担当副参事やいじめ対応サポーターが、管理職研修において、法律的な知識のほか、より具体的で実践的な内容も含めて研修を実施します。そして全教員に対しまして、都が発行している「いじめ問題等理解度確認 e ーラーニング」の研修等も実施して、機会を捉えて対応力の向上を図っていきます。

そして「葛飾区いじめ問題対策連絡協議会」を活用いたしまして、関係機関との連携を推進 していきます。

また、スクールロイヤーの役割を担っております教育委員会事務局の法規担当副参事と連携 し、複雑化するいじめの問題等に学校が迅速かつ適切に対応するための支援をより一層強化し ていきます。

そして、学校からいじめ発生の報告があった場合には、担当指導主事が迅速に状況の確認を 行い、学校と連携して適切な早期対応をし、もちろんいじめの未然防止にも努めてまいります。

そして、子どもたちがいじめに関して気軽に相談をできるような「かつしかいじめほっとライン」をはじめとする相談機関、こういったものの一層の周知・徹底を図ってまいること。また、早期対応についてより一層の対応に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○**壷内委員** 全国的にいじめの認知件数が最多だということで、コロナ禍以降、子どもたちの遊び場もかなり少なくなってきている現状がある中で、本区も中学校は減少していますが、小学校はかなり増えおり、解消率も年々低くなっているのです。

要因については相当複雑なものがあるのかなと考えているのですが、ネットいじめも相当増 えているのではないかと思います。葛飾区の現状はどうでしょうか。

- **〇教育長** 教育指導課長。
- ○教育指導課長 いじめの対応については、委員のご発言にございましたとおり大変多様化をいたしております。本区におきましても、SNSに係る言葉の書込みによって相手方が大変嫌な思いをしたということも件数増加の大きな傾向でございます。

また、いじめの認知件数の増加につきましては、教職員がいじめについての理解を深めたことで、これまで小さなトラブルやけんかとして認識していたものをいじめとしてきちんと認知をし、学校が組織的に対応するようになったと感じておりますので、この増加につきましては学校の意識の高まりの現れであると認識しております。

以上でございます。

- **〇教育長** 壷内委員。
- ○**壷内委員** 今年から副参事さんが就任しましたが、不登校や暴力行為を含めいじめ案件を何件ぐらい扱っていますか。
- **〇教育長** 教育指導課長。
- ○教育指導課長 実際に法規担当副参事にいじめに関してご相談を頂いたことは、6月から11月、本日現在まではまだそこまで複雑化をしていないという現状であろうかと思いますが、まだございません。

以上でございます。

- ○壷内委員 各学校でそれぞれ解決しているということですね。ただ、解消率が低いということで、困難をきたしている学校もあると思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。
- **〇教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。 井口委員。
- **〇井口委員** 学校のいじめに対する対応というのは引き続ききちんとやっていかなければいけないのですけれども、特にSNSによるいじめに関しては、社会一般的に大人の社会の中でも大きな問題になっており、その影響が子どもにいっているなという感じがするので、学校の対応をきちんとしていくことは継続して大切なのだけれども、何か手は打てないものかなという

ところは考えていきたいなと思っております。

具体的なことではなく感想になってしまうのですけれども、影響を受けた子どもが大人になって誹謗中傷して人を自殺に追い込むような、本当に悲しい事件が繰り返し、どんどん増えていくのは非常に残念で仕方がないなと思います。

- **〇教育長** ご感想ということで。よろしいですか。
- 〇井口委員 はい。
- **〇教育長** 特に、答弁ありますか。ほかにはいかがでしょうか。 田中委員。
- **〇田中委員** ありがとうございます。壷内委員からありましたけれども、いじめ件数が増えていることは調査結果からも明らかです。一方で社会的に見てもハラスメントの件数や休職者数が増えているというのがありまして、先ほど井口委員もおっしゃいましたけれども、社会構造の変化というところが教育に現れているのかなと感想を持ちました。

一方、認知件数が増えることで、教職員の皆さんとか教育員の皆さんは非常に大変だと思うのですけれども、自分の被害を認めてもらうというところでは子どもたちや保護者にとっての心理的安全性の向上につながっているとは思いますので、引き続きお願いしたいなというところでございます。

また、グラフを見ると小学生がより増えているというところで、まだ社会性が発達段階ということもあり、今まで隠れていた小さなトラブルも含めて認知の敷居が下がると増えるのかなと思いました。

一方で、4章ですか。対応を書いていただいたとおり、いろいろな対策を手厚く打っていただいて、そこに救われた方も多くいるのではないかなと思います。

いじめの問題については永続的な問題ですので、改善策を継続するのがいいのかなと思います。

そうしたときに、3章で状況があって、4章で対応があるのですけれども、その原因分析でありますとか、私も勉強中ではありますけれども、いろいろな教育関係の研究機関がいじめのメカニズムみたないところを研究されているので、それを踏まえてどうやってこういうのを抑止していけるのかですとか、社会情勢に合わせてずっとやり続けるのが必要かなと思いましたので、引き続きお願いできれば幸いでございます。

以上です。

〇教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 未然防止を含め起きることを前提に早期対応に努めているところでございますが、まずこれまでも子どもたちが道徳ですとか、学級活動、特別活動の中でいじめについて学ぶということもしてきてはいるのですが、この 10 月から上千葉小学校に配置をしております

いじめ対応サポーターを活用いたしまして、いじめについての授業の充実を令和7年度に向けては図ってまいろうと思っております。

何の気なしに発する言葉、俗にいじりといじめの区別というのでしょうか、それが分からない中で、相手を傷つけてしまうという事象が特に小学校で目立ちますので、子どもたちがいじめについて学び、相手に思いやりを持って接することができるような、そういった葛飾としての授業モデルを、今、作成をしているところでございます。

子どもたち自身にそういった感度、感覚を高めてもらおう、そういった取組も進めてまいり たいと計画をしております。

以上でございます。

- **〇教育長** 田中委員、よろしいでしょうか。
- **〇田中委員** まず、子どもの教育というところもありますし、価値観が変わってきているところでご指導いただけるというのは、ありがたいと思います。

さっき井口先生もおっしゃったような大人の価値観の変遷もあると思いますので、その影響 に対して何かできることはないか私も考えたいなと思いました。

- **〇教育長** 井口委員。
- **〇井口委員** 子どもへの指導の例で言うと、この前 10 月にあった大道中の研究発表のときにこの問題を扱って、道徳の授業だったかな、2年生か3年生、道徳の授業でいじりからいじめとのことを真剣に子どもたち考えて、グループで議論してやっているというのを見て、とてもいいなと思いました。ああいう実践などを、発達段階に応じて小学校でもできると思うので、ぜひ広げていただきたい。とてもいい実践をやっていました。
- **〇教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。 谷部委員。
- **〇谷部委員** 今年からいじめホットラインをつくっていただきましたけれども、実際に今年度、 どのくらい直接連絡があったのでしょうか。例えば、学校から上がってきているのをさらに子 ども自身が上げてきたというのもあるかと思いますが、どのくらい利用というか、訴えがあっ たのでしょうか。
- **〇教育長** 教育指導課長。
- **○教育指導課長** いじめホットラインへお電話を受けましたのは、合計で10件ございます。子 どもたち自身から、中学生からのいじめの訴えは1件、また、いじめをトータルしますと5件。 そのうち、子どもからは1件でございました。このように手段としての電話が、あと開設時間が9時から5時というのもございまして、今の子どもたちの現状に見合うものであるか検証を ただいま進めております。区のメールの窓口の紹介はしているのですけれども、そちらにも現在ではいじめに関する直接の訴えはございませんので、相談受付窓口の多様化についても検証

を深める必要があると考えております。

以上でございます。

- **〇教育長** 谷部委員。
- ○谷部委員 ありがとうございます。より一層の検証をお願いしたいと思います。

あと、学校の中で子どもたちに携わるのは、何も教職員の方だけではなくて、今、わくチャレというシステムもありますので、サポーターの皆様にもいじめとは何かということの定義を学んでいただく必要があると思います。年齢が高いと、小さなことをよくあることだと見逃してしまいがちですが、それが初期の兆候だったりすることもままありますので、気になることがあったら学校に情報を入れていただけるようにということもお願いしたいかなと思いました。

〇教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 今、谷部委員からご指摘のあったとおり、わくチャレの子どもたちが自由に 遊べる場で、わくチャレのサポーターの方にお子さんたちを見守っていただいております。

そうした中で、言葉が悪いですけれども、昭和生まれの方だと「こんなのはいじめではない」 と、ご意見いただいたような形で捉えられる場合もあると思います。

ただ、いじめは現在国でも定義されていますし、指導課でもいじめスタンダードという形で 定義づけをしておりますので、そういった情報を今後何らかの形で、サポーターの方にお示し して、もし定義に当てはまるようなものが発見されたら学校に報告できるようなシステムを検 討してまいりたいと考えております。

以上です。

- **〇教育長** よろしいですか。
- ○谷部委員 はい。
- **〇教育長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の5を終わりといたします。

次に、報告事項等の6「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の実施計画の更新の考え方について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

〇学校教育推進担当課長 それでは、「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の実施計画の更新の考え方について」のご説明をさせていただきます。

本件につきましては、先日の11月6日の葛飾区総合教育会議において区長とご協議いただいたところですが、12月に開催予定の文教委員会においても本件の庶務報告をさせていただく予定となりますので、今回、改めてご報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、先日の総合教育会議とほぼ同様の内容となっておりますが、1点変更 点がございますので、3ページ目をご覧ください。課題として整理をさせていただいた3点の うち(3)「移行完了までの間の学校プールへの熱中症対策」でございます。総合教育会議の際には次年度数校に試行的に日よけ設置の対策を講じ、その効果を検証した上で本格的な対策を実施していくこととしてございましたが、今回、その点を試行という形ではなく、来年度以降計画的に日よけ設置の対策を講じていくという形で進めさせていただきたいということで表現を変更させていただいたところでございます。

そのほかにつきましては、先日の総合教育会議でご説明させていただいた趣旨のとおりとなってございます。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇教育長 ただいま、説明のとおりでございますけれども、この件についてご質問、ご意見が ございましたらお願いしたいと存じます。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、報告事項等の6は以上で終わりといたします。

次に、報告事項等の7「学校プールの熱中症対策の状況等について」の報告をお願いします。 学校教育推進担当課長。

〇学校教育推進担当課長 それでは、「学校プールの熱中症対策の状況等について」ご説明いたします。

本件につきましては、学校プールの日よけの設置等の熱中症対策の状況と屋内温水プールを 活用した水泳指導に係る水泳指導補助等業務委託事業者が実施するインストラクターの適切な 指導対応の確保に係る取組について、ご報告をさせていただくものでございます。

まず初めに、1「学校プールの熱中症対策(日よけの設置等)の状況」ですが、恐れ入りますが別紙1の2ページ目、3ページ目をご覧ください。こちらは今年度、学校プールを利用しております小学校24校と中学校23校の見学者を除く水泳指導中の児童・生徒に対して実施をしている日よけの設置等の対策の状況を調査した結果でございます。

2ページ目は、小学校でございますが、固定式の屋根を活用している学校が1校、遮光ネットを活用している学校が2校、簡易テントを活用している学校が2校という結果でございました。また、その他といたしましては大型の送風機を活用している学校が1校ございました。

次のページ、3ページ目は中学校でございますが、固定式屋根を活用している学校が2校、 簡易テントを活用している学校が1校、その他といたしましてウレタンマットの活用、大型の 扇風機を活用している学校が1校ずつという結果でございました。

次のページ、4ページ目から 19ページ目まででございますが、別紙2といたしまして今年度 学校プールを利用している小学校 24 校、中学校 23 校の学校プールの現状を写真でまとめたも のでございます。ご覧のとおり、固定式の屋根がある学校が多くございますけれども、見学者 用に使っている学校はございますが、スペースの問題などもございまして、水泳指導中の児童 用に活用できている学校につきましては、9ページ目の 18番、原田小学校のみとの調査結果になってございます。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りいただきまして、1 (3) 「今後の学校プールへの熱中症対策」でございますが、先ほどのご報告とも重複しますけれども、こちらにつきましては記載のとおり、基本的には前提といたしまして、暑さ指数が31度以上のときには、水泳指導は原則中止といたしますが、31度以下の際にも熱中症のリスクはございますので、来年度以降、各学校の状況や屋内温水プールの移行スケジュールなどを加味いたしまして、計画的に日よけ設置の対策を講じていくことといたします。

次に、2「水泳指導補助等業務委託事業者のインストラクターの適切な指導・対応の確保に 係る取組」についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、別紙3、20ページ目をご覧ください。こちらにつきましては、当年度水泳 指導補助等業務委託の受託事業者であります7社に、適切な指導や対応を行うためにインスト ラクターに対して実施している取組を確認した結果となってございます。

まず全社、研修等を実施し、インストラクターとして従事する際に必要な指導方法や子ども との接し方などの説明を行っていることを確認しております。そのほかにも、各社、定期的に 研修やミーティングを実施し、指導方法の確認などを実施、インストラクターが適切に指導・ 対応ができるよう取り組んでいることを確認したところでございます。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の7を終わりといたします。

次に、報告事項等の8「令和5年度葛飾区における児童・生徒の暴力行為及び不登校の状況 について」の報告をお願いします。

総合教育センター教育支援課長。

○総合教育センター教育支援課長 では、私から「令和5年度葛飾区における児童・生徒の暴力行為及び不登校の状況について」ご報告をさせていただきます。

まず、「定義」でございますけれども、「暴力行為」につきましては、児童・生徒が、故意 に有形力を加える行為を言いまして、「対教師暴力」また「児童・生徒間暴力」「対人暴力」 「器物損壊」のいずれかに該当するものを言います。

また「不登校」につきましては、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因や背景による、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあり、年間 30 日以上欠席したものをいいます。ただし、「病気」や「経済的理由」によるものを除いております。

次のページをご覧ください。「本区の状況」でございます。なお、保田しおさい学校につき

ましては、小学校に含んでおります。「暴力行為の状況」でございますが、暴力行為の発生件数は、小学校は66件でございまして、前年度と比較して25件増加をしております。中学校は134件で、前年度と比較して14件増加をしております。

次のページをご覧ください。「不登校の状況」でございます。不登校児童・生徒数は、小学校は531人であり、前年度と比較して49人増加をしております。中学校は807人であり、前年度と比較して44人増加をしております。

小学校の不登校出現率は 2.6%であり、前年度と比較して、0.27 ポイント増加をしております。中学校の不登校出現率は 9.36%であり、前年度と比較して 0.63 ポイント増加をしております。

次のページをご覧ください。次は復帰率でございますけれども、不登校の児童・生徒のうち、 学校へ復帰した児童・生徒数は、小学校は190人であり、前年度と比較して18人増加をしております。中学校は254人であり、前年度と比較して56人減少しております。

学校復帰率につきましては、小学校は35.8%であり、前年度と比較して0.1ポイント増加を しております。中学校は31.5%であり、前年度と比較して9.1ポイント減少しております。

次のページをご覧ください。「今後の対応」でございますけれども。暴力行為につきましては、日々の教職員の児童・生徒への声かけ、励まし、賞賛、対話、行事等を通した個と集団への働きかけ等、児童・生徒の発達を支える働きかけを積極的に行うとともに、校内の雰囲気づくりや道徳教育、人権教育の充実を図ってまいります。

また、暴力行為の前兆となる行動を早期発見・早期対応するため、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との一層の連携を図ってまいります。

また、学校だけで解決が困難な状況が発生した場合は、学校に生活指導サポートチーム指導 員を派遣しまして、学校、関係機関が連携して適切に対応できるよう支援し、問題の早期解決 に取り組んでまいります。

次に、不登校でございますけれども、不登校につきましては、各学校において、児童・生徒 一人一人の状況を把握し、個々の状況に応じた支援を行ってまいります。

また、校内の生活指導と教育相談の組織の一体化を図り、校内の教育相談に関する情報を一元管理できるようにしてまいります。

また、不登校の要因は多様化・複雑化しているため、各学校に配置しておりますスクールカウンセラーを活用するとともに、スクールソーシャルワーカーを家庭に派遣し、関係機関と連携して問題の解決に取り組んでまいります。

また、児童・生徒についての見立ての精度を高めるため、個々の状況に応じた支援を行えるようにするために、若手教員及び教育相談担当の教員に対し、対象に応じた教育相談研修会を実施いたします。

また、登校できるものの教室に入ることのできない児童・生徒を支援する校内サポートルームを、不登校児童・生徒の多い学校に計画的に設置してまいります。

また、校内サポートルームの運営の平準化と支援の充実を図るため、運営の指針を示す「葛 飾区校内サポートルーム運営ガイドライン」を令和6年度末までに作成し、学校に周知を図っ てまいります。

また、ふれあいスクール明石の指導教授と心理専門員が、学校を訪問し、不登校やその傾向にある児童・生徒の個々の状況に応じた支援策を学校に助言してまいります。

また、ふれあいスクール明石の通室者増加と継続通室率向上のため、令和7年度から時程や 活動内容を見直すとともに、居場所機能としての「ふれあいルーム」の設置をしてまいります。

また、小学校の不登校児童が増加しているため、令和7年度から小学校1年生から小学校3 年生までもふれあいスクール明石の通室対象としてまいります。

また、学校に対して、1人1台のタブレット端末を活用した不登校児童・生徒の授業参加、 学習の推進を図るよう、引き続き指導・助言をしてまいります。

また、学校教育法施行規則の改正を踏まえ改訂した「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」について全教職員への周知徹底を図ってまいります。

また、不登校防止研修会において、不登校加配校の実践事例を共有し、各学校における組織的な支援体制の構築や不登校の未然防止や不登校生徒への支援の充実を図ってまいります。 報告は以上となります。

- ○**壷内委員** 不登校もそうなのですが、暴力行為も全国的に非常に多くなっている。やはりコロナ禍が影響しているのかなと思うのですが、特に小学校の暴力行為は10年前の6倍にもなっているということで報告がありましたけれども、特に対教師暴力について、小学校・中学校ともにどの程度あるのか、分かっている範囲で結構ですので教えてください。
- **〇教育長** 総合教育センター教育支援課長。
- ○総合教育センター教育支援課長 まず件数でございますけれども、小学校の対教師暴力につきまして、令和5年度は66件中12件が対教師暴力となっております。また、中学校につきましては、143件中11件が対教師暴力となっております。

以上です。

- **〇教育長** 壷内委員。
- ○壷内委員 その中で、子どももそうだけれども、教師もそうですが、病院に通院したとか、 そういう症状のある人はつかんでおりますか。
- **〇教育長** 総合教育センター教育支援課長。

- ○総合教育センター教育支援課長 大きなけがとかいうものはないのですけれども。例えば、 生徒間でいざこざが起きているときに、そこに止めに入った教師について少し押したりとか、 または部活動中にうまくいかなくて、それで教師に手が出てしまうというところですので、そ の辺大きなけが等は私のところには入っておりません。
- ○壷内委員 今、中学生については何が一番多くなっていますか。
- **〇教育長** 総合教育センター教育支援課長。
- ○総合教育センター教育支援課長 中学校で一番多いのは、生徒間暴力でございまして、134 件中93件がこの生徒間暴力となっております。
- **〇教育長** よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。 井口委員。
- **〇井口委員** 今、壷内委員の話の中にもありましたけれども、不登校にしても暴力行為にして も、年々右肩上がりで上がっていて、いじめのところもそうだと思うのですけれども、人と人 とのつながりがコロナ禍によって薄まったことが関連しているのだと思います。

たしか、先週の原田小学校の研究発表のときにも講師のヨコヤマ教授が、キーワードとして 関わりという話をされていました。関わりの減少というのは、こういうところにかなり影響が 出ているだろうと。不登校もそうだし暴力行為についても、先ほどのいじめの件も全部関連し ているのだなと考えていくと、説明があった「今後の対応」の暴力行為のところのアの部分に ついては大事なところではないかなと思うのです。

人権尊重の精神にたった、一人一人を大切にする学級経営や学校づくりに力を入れていかなければいけないのかなと思います。ずっと言われてきてはいるのだけれども、特にコロナ禍による関わりの減少がありこの点がクローズアップされて、いろいろな問題の原因になっているというが分かったのならば、それを回復するまでの手立てとして、特に力を入れていく必要があるのかなと感じています。

特に、若手の教員の育成に力を入れていることはわかっておりますけれども、人権尊重の精神にたった一人一人を大切にした教育をしていくことを、繰り返し徹底して教えていく必要があるかな。

私は今大学に勤めていまして、教職課程2年生向けの生徒指導論という科目で、この辺のことを扱ってはいるのですけれども、どちらかというと大学は、指導法とか教科指導とか、そういうところに力を入れています。学生もその辺を高めたいというところで、一生懸命勉強するのだけれども、ここの部分が一番大事なところかなと考えていくと、若手教員の研修でぜひ力を入れてほしいなと思います。

また大道中の話になりますけれども、大道 5 人組の実践に力を入れたところ、定着した頃に 不登校が半減したという発表がありました。いい方法があるのだとしたらそれはどんどん取り 入れて広げていきたいなと思います。

- **〇教育長** 総合教育センター教育支援課長。
- ○総合教育センター教育支援課長 今、委員がご指摘のとおり、道徳教育や人道的教育というのは学校教育の根幹を成すような教育であると思っております。当然、若手研修でもその辺は取り上げておりますし、また校内でも、東京都が発行している人権教育プログラムに基づいて校内研修等を行っていると報告を受けておりますので、引き続き校長会等と連携を図りながら、人権教育、道徳教育の充実を図ってまいりたいと思っております。
- ○教育長 よろしいですか。
- 〇井口委員 はい。
- **〇教育長** 上原委員。
- **○上原委員** 私も区民相談をやらせていただいている中で実感していることなのですけれども、 男性の相談員さんはすぐ解決方法を考えようとすることが多いです。ところが、女性の相談員 というのは傾聴してあげる。相談に来る人たちに対しては傾聴のほうがいい場合もあり、子ど もたちも同じで、話を聞いてあげるとそれで治まるというケースもあるのです。ところが、解 決方法ばっかり目がいってしまうと、「この先生、ちっとも私のこと分かってくれてないわ」 となりがちなのです。

若手の方たちにいろいろ教えてあげるのもいいのだけれども、まず第1番目は傾聴というか、 子どもたちの言い分なども聞いてあげることが大事だと思います。あと、もしかしたら家庭の 中のいろいろいざこざがはけ口となって、弱いところに出やすいので、そういったところに行 く場合もあるのです。

どちらかというと、話すことは女の子のほうが達者で、男の子は言葉がそんなに多くない傾向にあります。女の子の言っている言葉で傷ついて、男の子の手が出るというケースも多いのです。

ですから、解決方法ばかりではなくて、傾聴ということも考えていただけるとうれしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

- **〇教育長** 総合教育センター教育支援課長。
- ○総合教育センター教育支援課長 今、委員がおっしゃるとおり、相談受ける際に、傾聴することが基本的な姿勢と思っております。

引き続き、各職層の研修がございますので、教員がそのような姿勢を持てるよう伝えていき たいと思っております。

- **〇教育長** 上原委員。
- **○上原委員** さっき言った男の方とか女の方というのは申し訳ないのだけれども。男の人は物 事を理路整然とやりたいからどうしても解決方法を求める傾向が多少あると思います。ところ

が、女性ははっきり言うと、結論がないままにずっと話していても平気というところがあるのです。その辺の考え方の違いというのが、問題が解決できない原因になっているということがあるのです。

学校の先生方もよくご存じだと思うのだけれども、つい忙しいと「結論は」となってしまうとよくないのかなと思うので、その辺のことを配慮していただければと思います。

要望です。

- **〇教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。 谷部委員。
- **〇谷部委員** やはり年々不登校の数が増えていて、この数年の間に倍になっていますし、中学校だと約1割近いということは、30人の学級の中で3人が不登校で欠席しているのだなと驚いています。

それで、先日、少年の主張などもありましたけれども、出ていたお子さんたちは自分で物事を解決したときの悩みを話しされていたのですけれども、休んでいる方たちもすごくもがいていて、自分で解決策を探っていたのだということを感じました。

家族のサポートもすごく大事だったということもおっしゃっている方がいらっしゃったので、 今後の対応のところでは触れてはいないのですけれども、やはり親に対しても寄り添ってもら う人が欲しいかな。子どもがそうなったときに、どうしていいか分からず悩んでいると思うの で、その辺も大変だと思うのですけれども、子どもと一緒に寄り添ってほしいと思っておりま す。

- **〇教育長** 総合教育センター教育支援課長。
- ○総合教育センター教育支援課長 委員のおっしゃるとおり、保護者の方もこの不登校の問題で大変悩まれていると私も認識しております。ふれあいスクール明石では年3回、明石への通室有無に関わらず、全ての不登校関連で悩まれる保護者の方を対象に親の会を実施しておりまして、先日私も参加してまいりました。

非常にそこでの話が、心が落ち着くというか、話せる相手がいませんので機会があってよかったという声も直接聞いておりますので、そのような会も継続しながら保護者に寄り添った支援をしてまいりたいと考えております。

- ○谷部委員 お願いします。
- **〇教育長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の8を終わりといたします。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、何かそれ以外でご意見、ご質問等はご ざいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で令和6年教育委員会第10回臨時会を閉会といたします。ありがとうござい